

鳥取市幼稚園児通園費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市幼稚園児通園費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、鳥取市立勝谷幼稚園と鳥取市立小鷲河幼稚園の園児で、原則として各幼稚園を起点とし半径1キロメートル以上の地区から通園する園児とする。

(補助金交付額)

第3条 補助金の額は、通園定期券相当額とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に鹿野町幼稚園児通園費補助金交付規則（平成13年教育委員会規則第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、平成16年度に限り、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

鳥取市立幼稚園児通園費補助金交付要綱の一部改正について

鳥取市幼稚園児通園費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鳥取市幼稚園児通園費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、鳥取市立こじか幼稚園の園児で、原則として幼稚園を起点とし半径1キロメートル以上の地区から通園する園児とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

提案理由

鳥取市立こじか幼稚園開園に伴う所要の整理を行うためである。

鳥取市幼稚園児通園費補助金交付要綱の必要事項の設置について

要綱第4条により、こじか幼稚園の通園実態の変化に合わせて、通園補助金の支給方法を下記のとおり定めるものとする。

第4条 （雑則）

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

第2条 （補助の対象）

補助の交付の対象者は、鳥取市立こじか幼稚園の園児で、原則として幼稚園を起点とし、半径1キロメートル以上の地区から通園する園児とする。

- 1) 上記の園児が対象であるが、公共交通機関（路線バス）を利用する者とする。
よって、鳥取市が運営する通学バスは含まない。
- 2) 家族等が使用する自家用自動車の運行に係る経費は補助対象としない。

第3条 （補助金交付額）

補助金の額は、通園定期券相当額とする。

- 1) 通園定期券相当額を上限とし、定期券相当額又は回数券相当額とする